

東京都住宅基本条例の一部を改正する条例（案）

東京都住宅基本条例（平成十八年東京都条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 東京都住宅政策審議会（第二十条・第二十一条）」を

「第四章 東京都住宅政策審議会（第二十条・第二十一条）」

に改める。

第五章 東京都居住支援協議会（第二十二条）

第一条中「すべて」を「全て」に、「良好な」を「安全かつ良好な」に、「確保できるように」を「確保する

ことによつて、適切な居住を得る権利の完全な実現を促進」に改める。

第二条に次の一号を加える。

四 住宅確保要配慮者等 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第二条第一項に規定する住宅確保要配慮者及び居住の安定について特別の配慮が必要であると知事が認める者をいう。

第三条中第三項を第七項とし、第二項を第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2 都は、住宅に関する施策の実施に当たっては、誰一人取り残さない理念の下、住宅確保要配慮者等に特別の配慮を行うよう努めなければならない。

3 都は、都民が年齢、性自認及び性的指向、所得等の理由により孤立することなく支え合い、持続可能な居住を実現するソーシャル・インクルージョン及びソーシャル・ミックスの考え方に立って、住宅に関する施策を実施するよう努めなければならない。

4 都は、住宅に関する施策の実施に当たっては、防災、環境、健康保持及び民間住宅の適切な供給等に配慮するよう努めなければならない。

5 都は、都民や住宅関連事業者を含めた全ての利害関係者の参加と協力の下に、住宅に関する施策を実施する

よう努めなければならない。

第五条中「、利用状況並びに価格及び家賃」を「並びに利用状況、価格及び家賃、住宅確保要配慮者等の実態」に改める。

第七条第三項中「建替え等により、」を「建替え等による」に改め、「活用」の下に「を促進するとともに、都営住宅等の新築及び民間住宅の活用」を加え、同条に次の一項を加える。

7 都は、必要に応じて家賃補助等の施策を講ずるものとする。

第八条中「地震」を「災害」に改める。

第十一条中「による」の下に「適切な住宅の供給等に係る」を加える。

第十五条第二項中「国籍」の下に「、性自認及び性的指向」を加える。

第十七条第二項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同項第四号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 住宅確保要配慮者等に対する賃貸住宅の供給の促進に関する目標

第十七条に次の一項を加える。

6 知事は、東京都住宅マスタープランを定め、又は変更しようとするときは、事前に都民の意見を公募し、その意見を尊重しなければならない。

第二十一条第一項中「三十人」を「三十五人」に改め、同項に次の一号を加える。

四 都民 五人以内

第四章の次に次の一章を加える。

第五章 東京都居住支援協議会

(東京都居住支援協議会)

第二十二條 都は、住宅関連事業者、居住支援法人や居住支援に取り組み団体等（以下「居住支援法人等」という。）と連携して、住宅確保要配慮者等の賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、東京都居住支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、次に掲げる事項に努めるものとする。

- 一 区市町村における居住支援協議会の設立及びその活動を支援すること。
- 二 居住支援法人等の取組を支援するとともに、区市町村の居住支援協議会への参画を促進すること。

附 則

この条例は、令和三年十月一日から施行する。

（提案理由）

住宅の確保に困窮する低所得者等の適切な居住の確保に向けて的確に対処するため、都の行う住宅に関する施策を拡充し、東京都居住支援協議会の機能強化を図る必要がある。